

学校施設の現状について

1. 校区外通学に係る各小学校の児童数について ※令和7年度児童生徒数推計

令和9年度（推計）		福間南小	福間小	神興小	神興東小	上西郷小
児童数		1,428人	953人	267人	397人	147人
学級数	普通	41	28	11	13	6
	特別支援	17	18	8	6	6
	合計	58	46	19	19	12
学校規模	普通	◎	○	—	—	—

※大規模：○ 過大規模：◎

【参考】

※令和7年4月時点

令和7年度		福間南小	福間小	神興小	神興東小	上西郷小
児童数		1,545人	1,505人	279人	443人	131人
学級数	普通	45	43	12	14	6
	特別支援	16	20	7	5	6
	合計	61	63	19	19	10
学校規模	普通	◎	◎	—	—	—

※大規模：○ 過大規模：◎

※学校規模

・標準規模 12学級以上18学級以下

ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

（学校教育法施行規則第41条）

・大規模 25学級以上

・過大規模 31学級以上

（文部科学省発行：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ を参照）

2. 校区外通学に係る各中学校の生徒数について

※令和7年度児童生徒数推計

令和9年度（推計）		福間中	福間東中
生徒数		1,429人	441人
学級数	普通	38	13
	特別支援	17	5
	合計	55	18
学校規模	普通	◎	—

※大規模：○ 過大規模：◎

※令和8年度より、35人学級制を導入。

【参考】

※令和7年4月時点

令和7年度		福間中	福間東中
生徒数		1,308人	441人
学級数	普通	32	12
	特別支援	12	3
	合計	44	15
学校規模	普通	◎	—

※大規模：○ 過大規模：◎

※学校規模

・標準規模 12学級以上18学級以下

ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

(学校教育法施行規則第79条)

・大規模 25学級以上

・過大規模 31学級以上

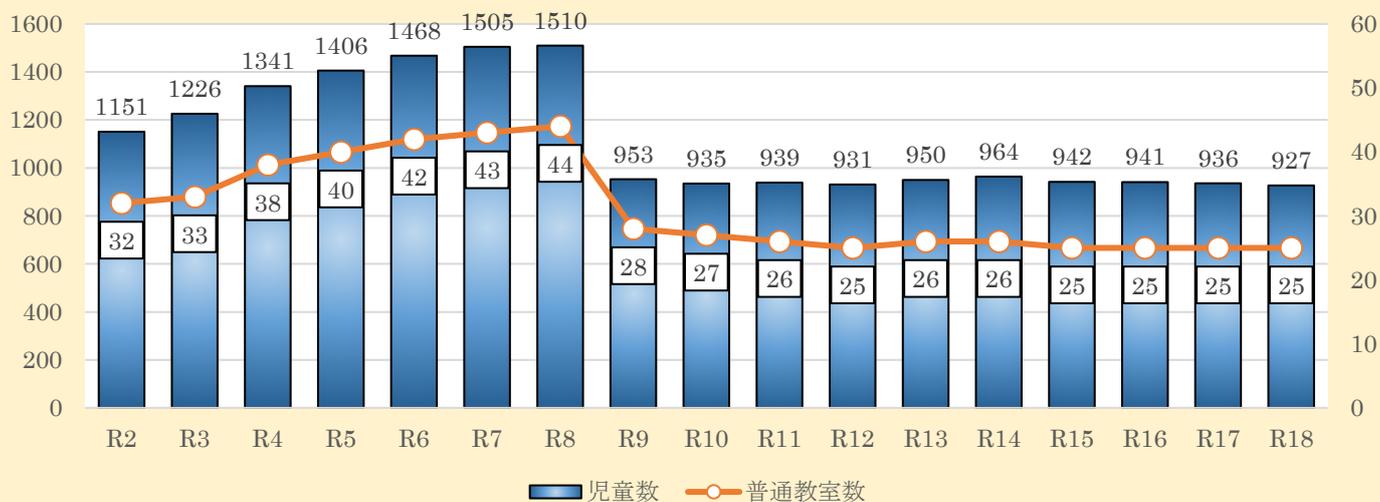
(文部科学省発行：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ を参照)

3. 今後の児童生徒数と普通教室数の推計について

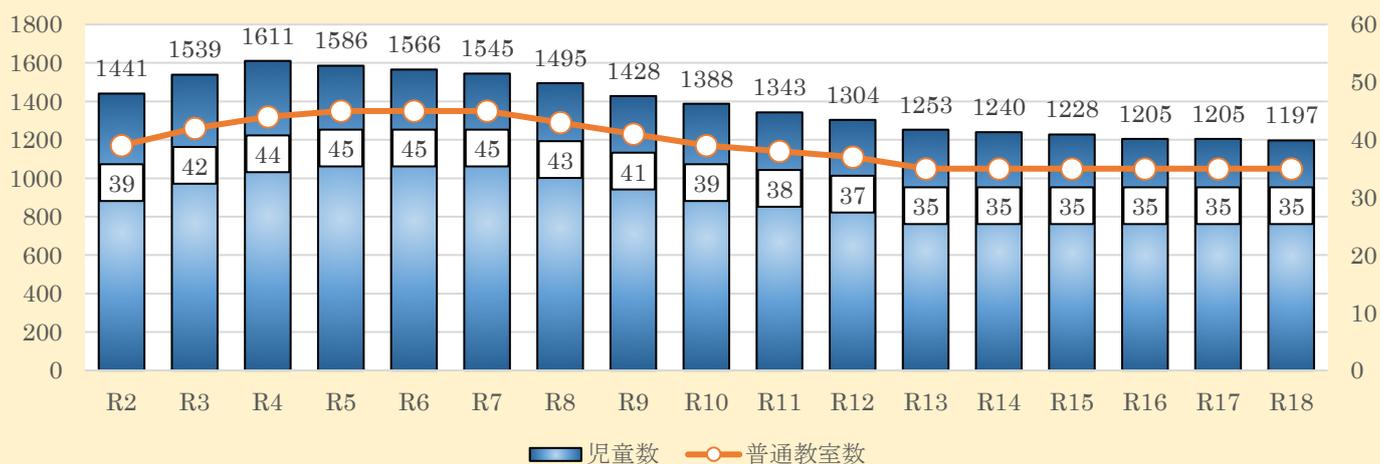
※令和7年度児童生徒数推計

【小学校】

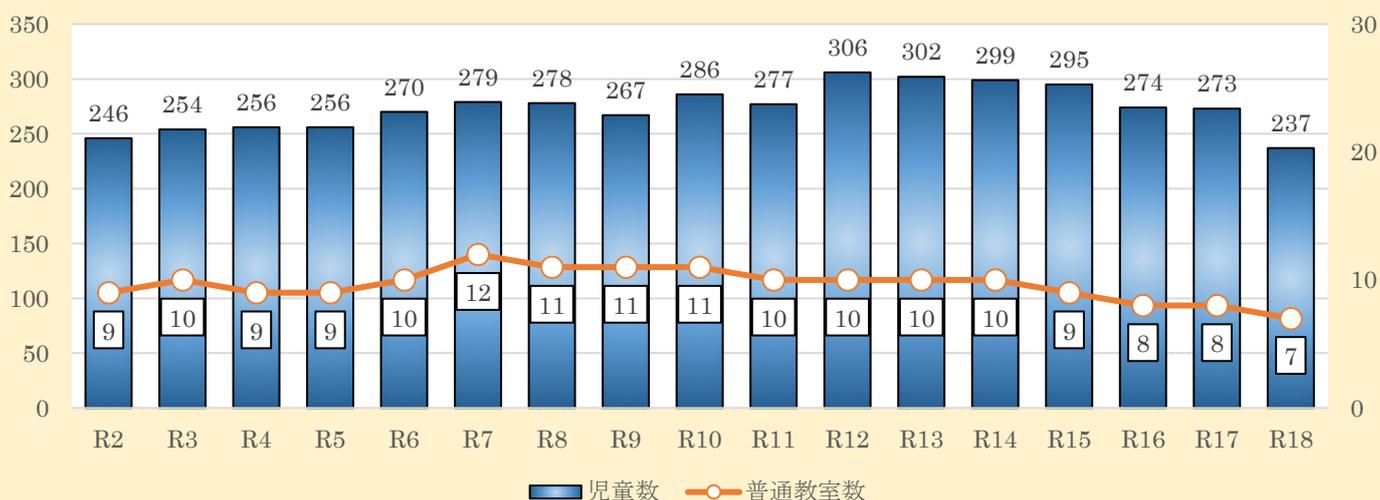
福間小学校の児童数及び普通教室数の推計



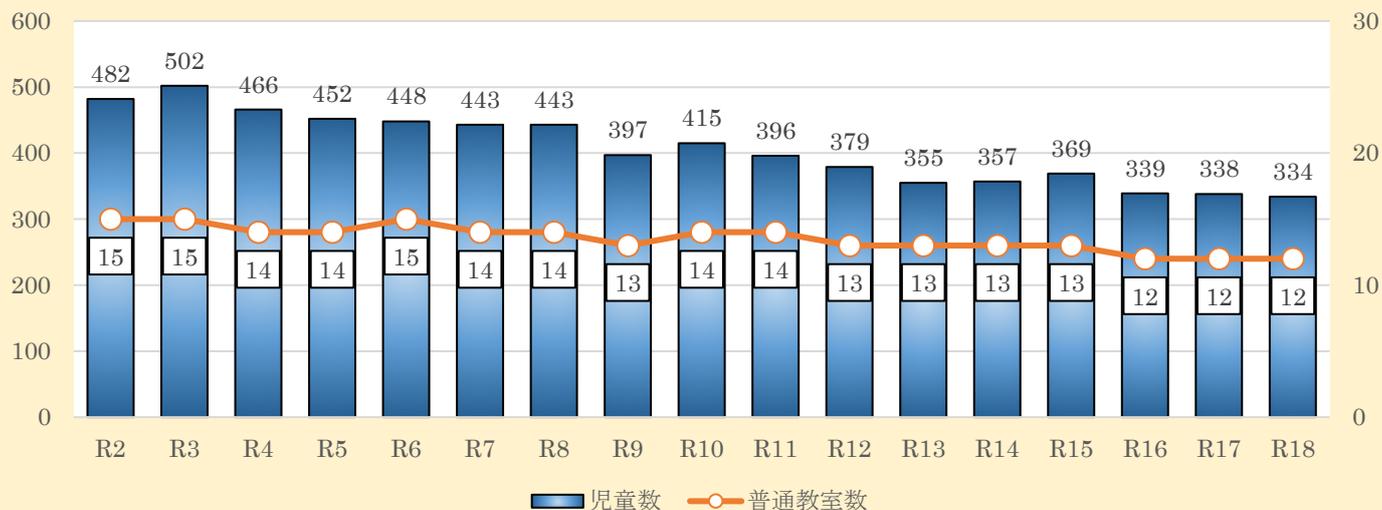
福間南小学校の児童数及び普通教室数の推計



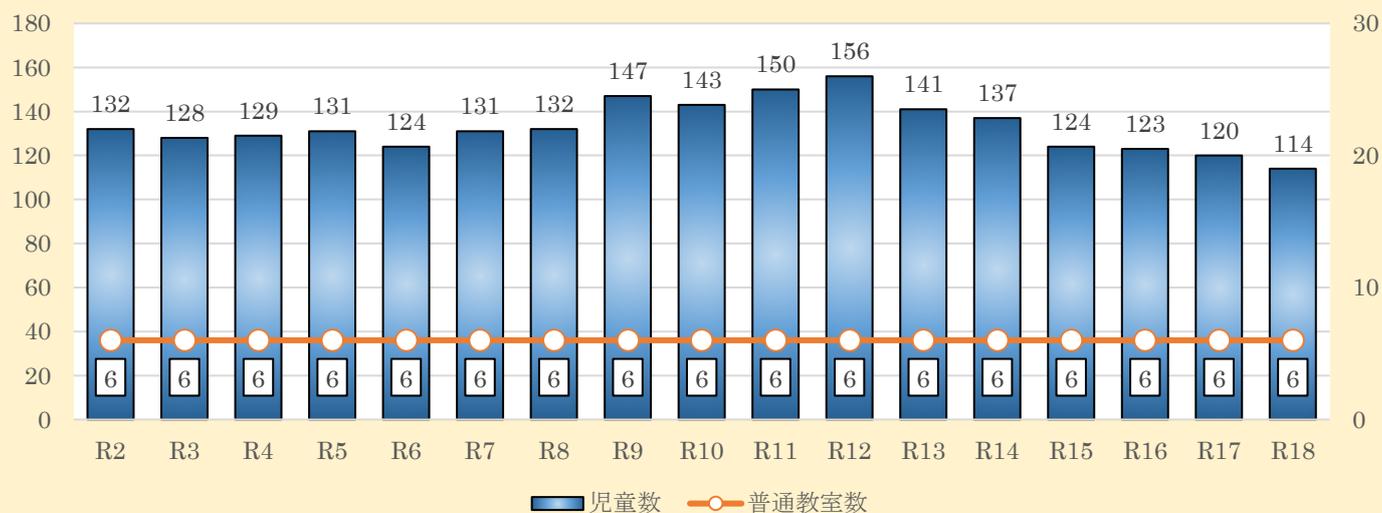
神興小学校の児童数及び普通教室数の推計



神興東小学校の児童数及び普通教室数の推計

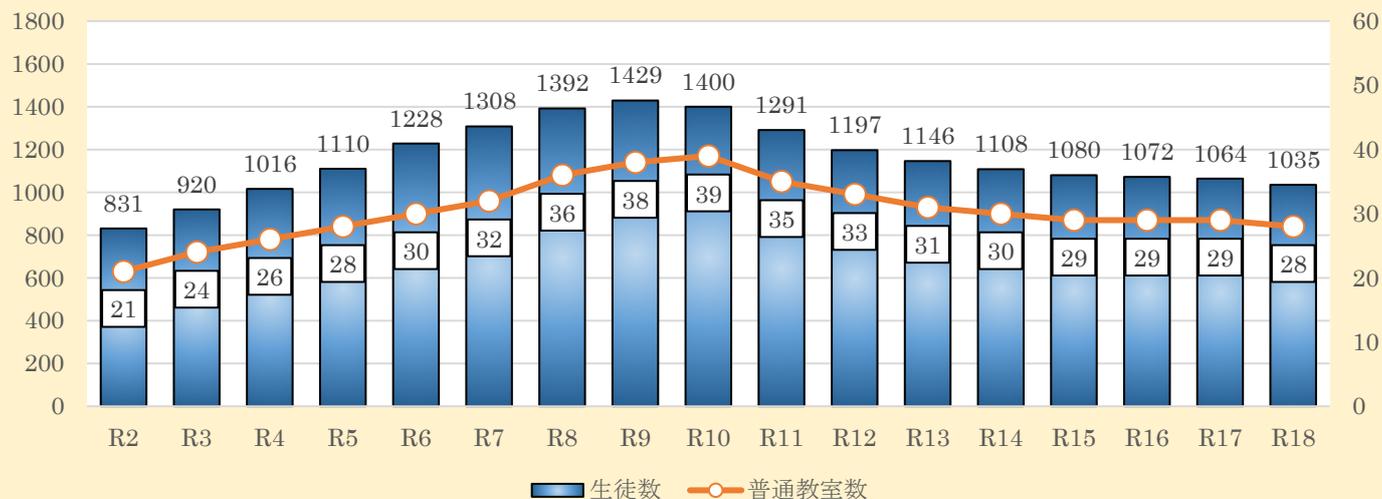


上西郷小学校の児童数及び普通教室数の推計

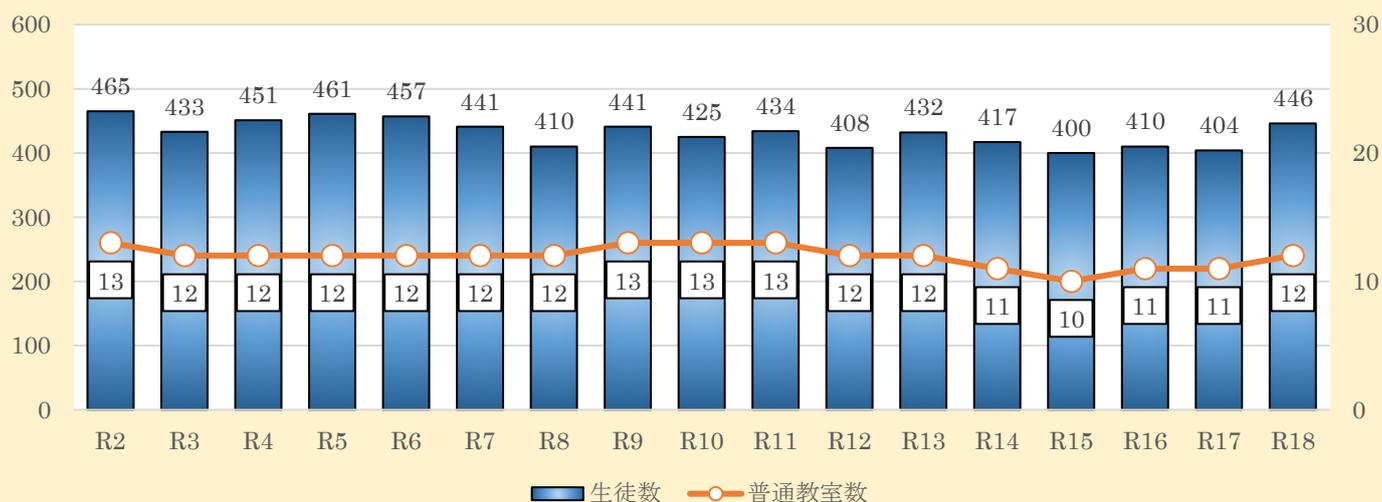


【中学校】

福間中学校の生徒数及び普通教室数の推計

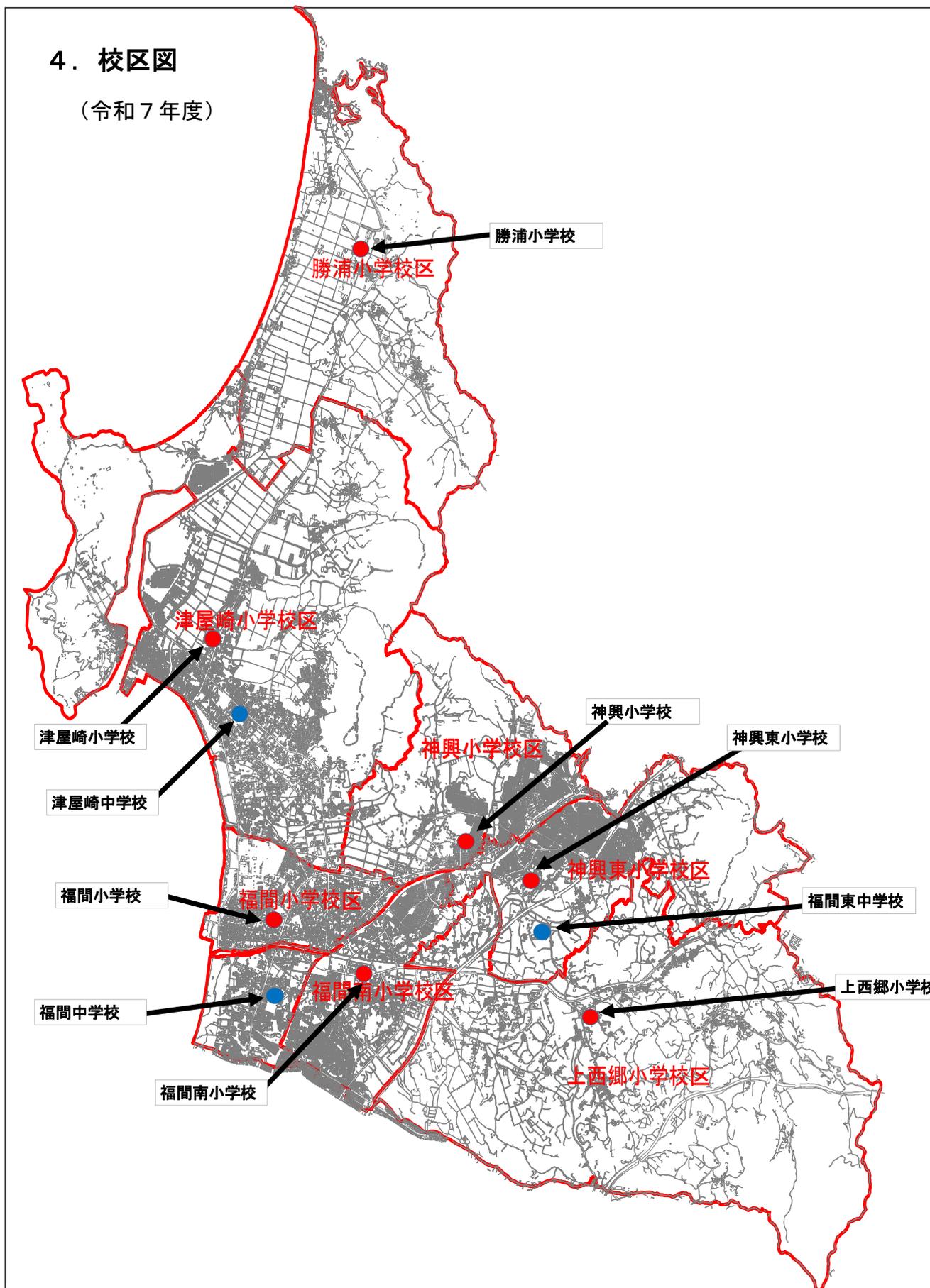


福間東中学校の生徒数及び普通教室数の推計



4. 校区図

(令和7年度)



5. 校区外通学制度の利用状況

過大規模校ではない学校への校区外通学

【小学校】

(令和7年4月現在 単位：人)

通学先	学年	指定校		合計
		福間南小学校	福間小学校	
神興小学校	6年生	0	0	0
	5年生	0	0	0
	4年生	0	0	0
	3年生	0	2	2
	2年生	1	0	1
	1年生	1	0	1
	合計	2	2	4
神興東小学校	6年生	0	0	0
	5年生	2	0	2
	4年生	0	0	0
	3年生	1	0	1
	2年生	3	2	5
	1年生	2	1	3
	合計	8	3	11
上西郷小学校	6年生	0	0	0
	5年生	0	0	0
	4年生	0	0	0
	3年生	3	0	3
	2年生	1	2	3
	1年生	0	1	1
	合計	4	3	7
合計		14	8	22

【中学校】

(令和7年4月現在 単位：人)

通学先	学年	指定校		
		福間中学校		合計
		福間南小学校区	福間小学校区	
福間東中学校	3年生	1	1	2
	2年生	3	0	3
	1年生	3	1	4
	合計	7	2	9

6. 校区選択制度の申請状況

(令和8年1月現在 単位：人)

選択先	学 年	選択できる学校名	
		福間中学校又は福間東中学校	
		校 区	
		光陽台1区～3区、光陽台南区	
福間東中学校	3年生	—	
	2年生	—	
	1年生	2	
	合 計	2	
福間中学校	3年生	—	
	2年生	—	
	1年生	14	
	合 計	14	

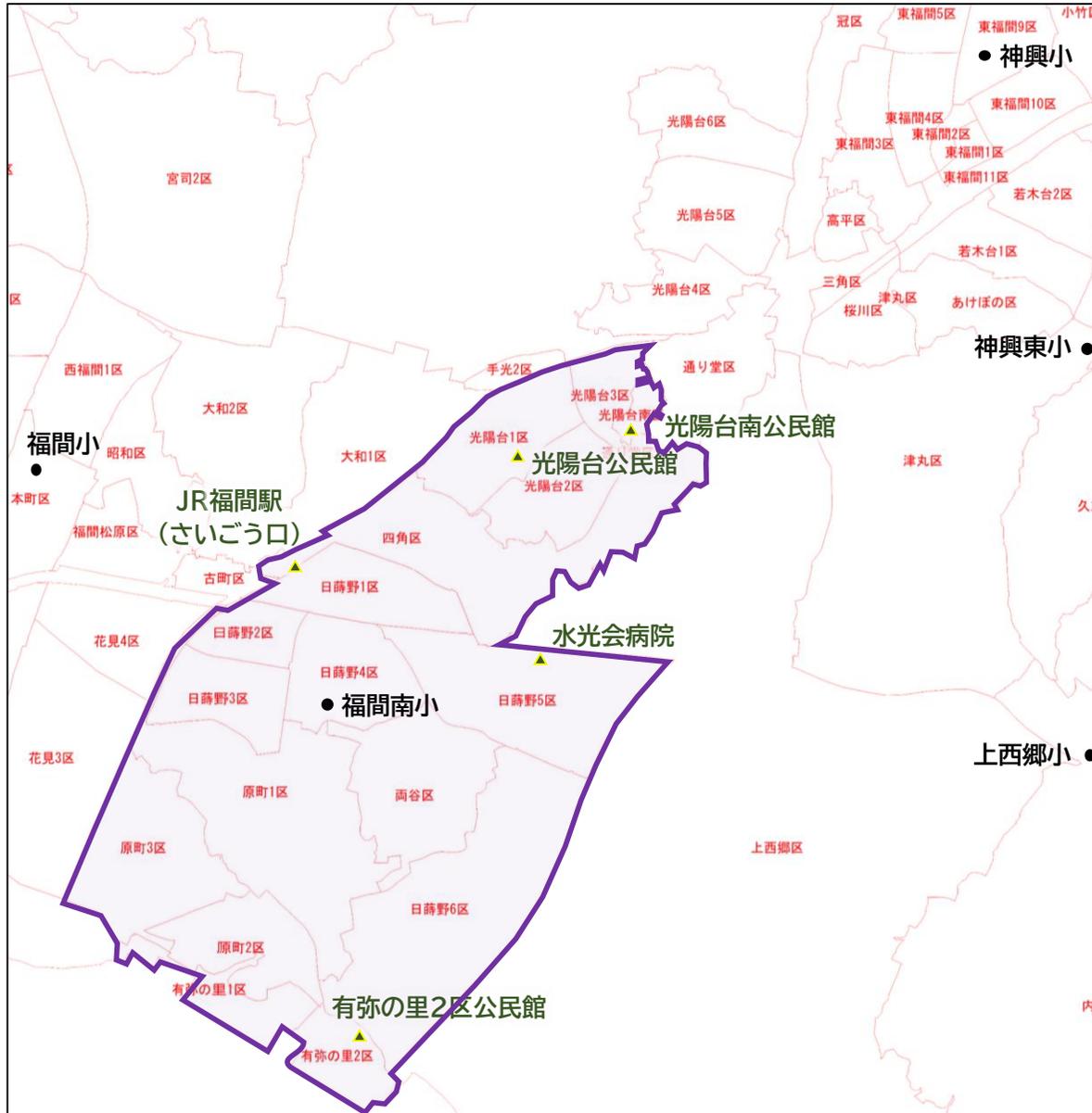
7. 勝浦小学校入学特別認可制度の利用状況【参考】

(令和7年4月現在 単位：人)

通学先	学 年	指定校			合 計
		福間南小学校	福間小学校	津屋崎小学校	
勝浦小学校	6年生	0	1	7	8
	5年生	2	0	4	6
	4年生	0	1	1	2
	3年生	0	3	4	7
	2年生	2	2	3	7
	1年生	2	2	6	10
	合 計	6	9	25	40

8. 通学距離の目安

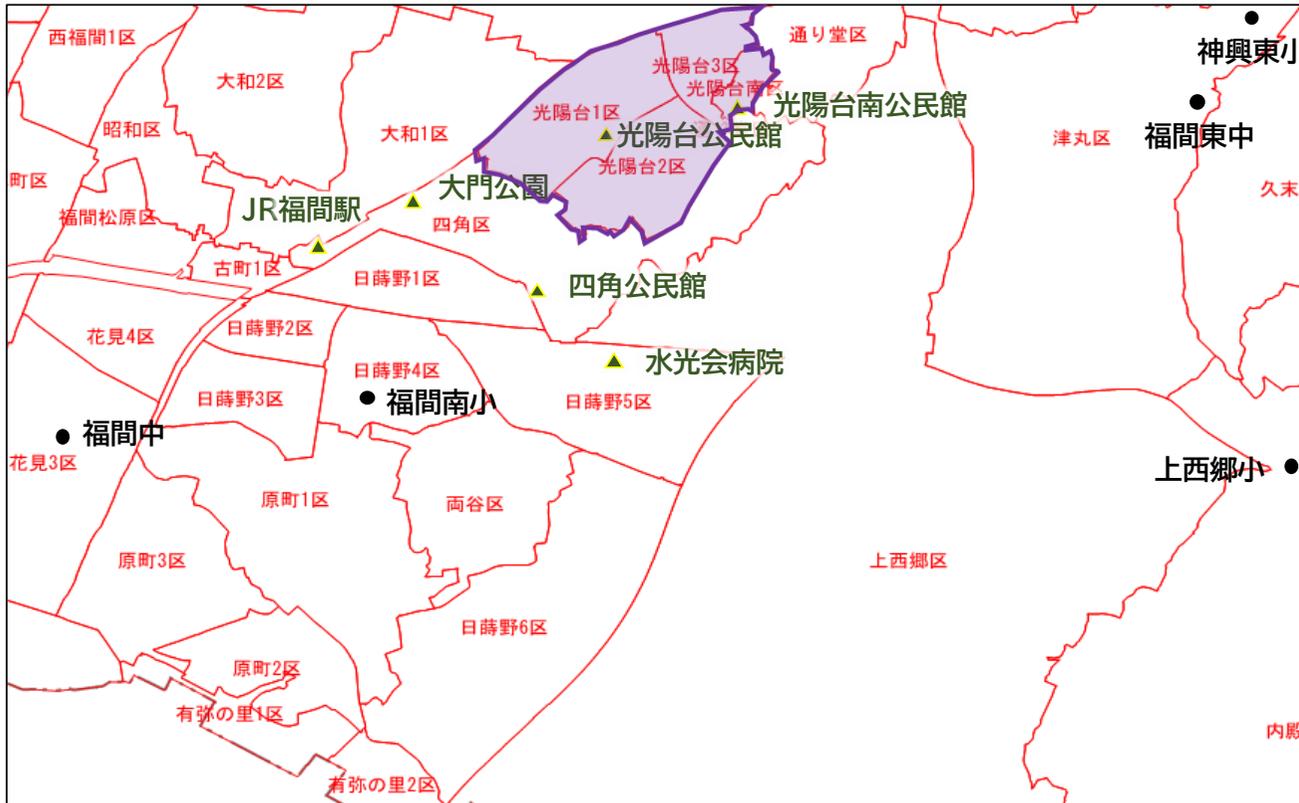
校区外通学に伴う通学距離の目安(福間南小学校区)



●校区外通学後の通学距離の目安

主要地点	現状				変更後
	福間南小	校区外通学			
		上西郷小	神興東小	神興小	
JR福間駅(さいごう口)	0.5km	3.2km	-	-	1.4km
有弥の里2区公民館	1.5km	3.8km	-	-	2.8km
水光会病院	0.8km	2.2km	-	-	2.2km
光陽台公民館	1.5km	-	2.4km	-	2.4km
光陽台南公民館	1.7km	-	2.2km	-	3.0km

校区選択制に伴う通学距離の目安(光陽台1区~3区、光陽台南区)



●校区選択後の通学距離の目安

主要地点	選択肢	
	福間中	福間東中
光陽台南公民館	2.9km	2.1km
光陽台公民館	2.4km	2.3km
大門公園	1.8km	2.8km
JR福間駅	1.4km	3.2km
四角公民館	1.9km	2.7km
水光会病院	2.0km	2.1km

9. 市内小中学校における敷地等面積一覧【参考】

児童・生徒数、学級数は令和7年4月時点のもの

() 内特別支援学級数は外数

学校名	神興小学校	上西郷小学校	福間小学校	神興東小学校	福間南小学校	津屋崎小学校	勝浦小学校
児童数	279人	131人	1,505人	443人	1,545人	1,064人	86人
学級数 (特別支援学級数)	12 (7) 学級	6 (4) 学級	43 (20) 学級	14 (5) 学級	45 (16) 学級	32 (17) 学級	6 (2) 学級
敷地面積	25,864㎡	19,221㎡	20,579㎡	21,072㎡	26,423㎡	27,992㎡	10,496㎡
校舎床面積	4,602㎡	2,789㎡	9,005㎡	4,666㎡	9,561㎡	7,959㎡	1,405㎡
屋内運動場面積	880㎡	999㎡	1,167㎡	1,241㎡	1,026㎡	1,135㎡	586㎡
プール	864㎡	1,010㎡	—	1,079㎡	—	1,006㎡	517㎡
運動場面積	7,455㎡	5,073㎡	5,455㎡	7,413㎡	7,736㎡	6,695㎡	3,911㎡
給食施設床面積	474㎡	154㎡	706㎡	222㎡	603㎡	1,003㎡	52㎡

学校名	福間中学校	福間東中学校	津屋崎中学校
生徒数	1,308人	441人	522人
学級数 (特別支援学級数)	32 (12) 学級	12 (3) 学級	14 (6) 学級
敷地面積	37,653㎡	50,270㎡	35,903㎡
校舎床面積	13,277㎡	6,721㎡	5,535㎡
屋内運動場面積	1,440㎡	1,201㎡	1,989㎡
武道場床面積	583㎡	546㎡	—
プール	624㎡	314㎡	1,159㎡
運動場面積	14,224㎡	24,054㎡	15,605㎡
給食施設床面積	807㎡	582㎡	1,546㎡

●小学校設置基準

・校舎の面積 (㎡)

1人以上40人以下	⇒	500
41人以上480人以下	⇒	500+5×(児童数-40)
481人以上	⇒	2700+3×(児童数-480)

・運動場の面積 (㎡)

1人以上240人以下	⇒	2400
241人以上720人以下	⇒	2400+10×(児童数-240)
721人以上	⇒	7200

●中学校設置基準

・校舎の面積 (㎡)

1人以上40人以下	⇒	600
41人以上480人以下	⇒	600+6×(生徒数-40)
481人以上	⇒	3240+4×(生徒数-480)

・運動場の面積 (㎡)

1人以上240人以下	⇒	3600
241人以上720人以下	⇒	3600+10×(生徒数-240)
721人以上	⇒	8400

10. 校区外通学の申請について及び受け入れ可能人数【参考】

令和7年 6月 6日

令和7年 7月29日

令和7年10月17日（改訂）

令和8年度校区外通学の申請について

福津市教育委員会
学校教育課

第2回の受付を開始しました。

受付期間：令和7年10月17日（金）から令和7年11月17日（月）

[令和7年10月17日追記]

令和8年度より、福間東中学校への校区外通学では、自転車通学ができることとしました。

（光陽台1区・2区・3区・南区に居住する校区選択制度利用者を除く）

[令和7年7月29日追記]

1. 制度の趣旨

この制度は、福間小学校、福間南小学校、福間中学校において、児童生徒数が増加し、大規模校及び過大規模校となっていることから、保護者からの希望がある場合、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学を可能とするものです。

2. 対象者及び校区外通学先

対象となる児童・生徒は、下表の「本来の就学校」に通学する児童・生徒です。校区外通学が可能な学校は、下表の「校区外通学先」の学校です。

本来の就学校	校区外通学先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福間小学校 ・ 福間南小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神興小学校 ・ 上西郷小学校 ・ 神興東小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福間中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福間東中学校

3. 受入可能人数

各学校、各学年の受入可能人数は、別紙「令和8年度校区外通学の受け入れ人数と児童・生徒数の見込み」のとおりです。

申請者が多く、申請者数が各学校各学年の受入人数枠を超えた場合は、公開抽選会を実施し、就学者を決定します。抽選で選外となった児童・生徒については、補欠順位を付け、辞退者が出た場合、上位者から順次繰り上げを行います。

4. 申請手続き

- (1) 提出書類 校区外通学許可申請書（様式第1号）
- (2) 受付期間 令和7年10月17日（金）から令和7年11月17日（月）
※午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日は除く）
- (3) 提出方法 持参または郵送による。（当日消印有効）
- (4) 提出先 福津市役所別館2階 学校教育課 学務係

5. 申請結果の通知

申請の結果は、令和7年12月17日（水）までに、郵送にて通知します。

6. 学校見学について

校区外通学を検討、申請される場合は、事前に学校の見学をお願いします。
※学校の都合により、見学可能日が異なります。あらかじめ、各学校にお問い合わせ
合せてください。

- ※神興小学校 TEL 0940-42-0685
- 上西郷小学校 TEL 0940-42-0258
- 神興東小学校 TEL 0940-43-0775
- 福間東中学校 TEL 0940-43-0770

7. 留意事項

- 入学・転入学後は、原則として、卒業まで学校の変更はできません。
- 特別支援学級に就学する児童は、申請対象となりません。
- 児童・生徒の通学に必要な経費等は、保護者の負担となります。
- 登下校時の安全確保については、保護者に責任を負っていただくこととなります。（**小学校では自転車通学はできません。**）
- 各学校での地域活動等への積極的な参加をお願いします。
- 現在、本制度により校区外通学をしている小学生児童であっても、中学校での校区外通学を希望する場合は、申請が必要です。

【問い合わせ先】

福津市教育委員会学校教育課 学務係

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL：0940-62-5090

令和8年度校区外通学の受け入れ人数と児童・生徒数の見込み

※令和8年度の児童・生徒数及び学級数は、令和7年5月1日現在の通常学級の推計です。

※学年は、令和8年度の学年です。

※小学校1年～6年は35人学級、中学校は40人学級です。

※今後の転入学等の状況により、令和8年度の児童・生徒数等は変動します。

※特別支援学級への受け入れは、行いません。

※「児童（生徒）数」には、「当制度の区域外通学児童（生徒）数」を含んでいます。

▼神興小学校

令和8年度の児童数等見込みと受入人数枠（通常学級）

学年	児童数	受入最大数	当制度の区域外 通学児童数	受入可能数
1年	39	7	0	7
2年	40	8	1	7
3年	43	8	1	7
4年	42	8	2	6
5年	37	7	2	5
6年	48	9	0	9
合計	249	47	6	41

受入可能数上限まで受け入れた場合

児童数	学級数	1学級人数
46	2	23
47	2	24
50	2	25
48	2	24
42	2	21
57	2	29
290	12	-

▼上西郷小学校

令和8年度の児童数等見込みと受入人数枠（通常学級）

学年	児童数	受入最大数	当制度の区域外 通学児童数	受入可能数
1年	22	4	0	4
2年	26	5	1	0
3年	17	3	3	4
4年	12	2	3	4
5年	16	3	0	0
6年	15	3	0	3
合計	108	20	7	13

受入可能数上限まで受け入れた場合

児童数	学級数	1学級人数
26	1	26
26	1	26
21	1	21
16	1	16
16	1	16
18	1	18
123	6	-

▼神興東小学校

令和8年度の児童数等見込みと受入人数枠（通常学級）

学年	児童数	受入最大数	当制度の区域外 通学児童数	受入可能数
1年	57	11	0	11
2年	63	12	3	12
3年	75	15	5	10
4年	68	13	1	12
5年	60	12	0	12
6年	86	17	2	4
合計	409	80	11	61

受入可能数上限まで受け入れた場合

児童数	学級数	1学級人数
68	2	34
75	3	25
85	3	29
80	3	27
72	3	24
90	3	30
470	17	-

※「令和8年度校区外通学の申請について」令和7年6月に市ホームページ公開

1 1. 関連例規【参考】

「5. 校区外通学制度の利用状況」参考例規

福津市校区外通学等の運用に関する規程

平成17年1月24日

教育委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。)に規定する校区外通学等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第2条 保護者の申立てにより福津市教育委員会(以下「委員会」という。)がやむを得ないと認める規則第3条第2号及び第3号の規定は、次により運用するものとする。

(1) 規則第3条第2号の運用基準

- ア 児童及び生徒(以下「児童等」という。)の教育環境が著しく阻害され、それが解消される見込がなく、かつ、継続されるおそれがある場合
- イ 校区を異にして住所を異動する予定の児童等を、戸籍に関する届出を待たずに新住所地の属する校区の学校に入学させる場合
- ウ 委員会が保護者の申立てを相当と認める場合

(2) 規則第3条第3号の運用基準

- ア 校区を異にして住所を異動するに当たり、当該異動した後に旧住所地の属する校区の学校において実施される直近の修学旅行、運動会又はその他重要な学校行事(以下「学校行事等」という。)に参加させる目的による場合の校区外通学の許可期限は、当該学校行事等の終了する日までとする。
- イ 校区を異にして住所を異動した場合における小学校第6学年に在籍する児童及び中学校第3学年に在籍する生徒の校区外通学の許可期限は、当該児童等の卒業の日までとする。
- ウ 福間小学校、福間南小学校及び福間中学校に通学する児童等が、神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校及び福間東中学校への就学を希望する場合
- エ 教育的配慮の運用について、別に委員会が認めた場合

(準用規定)

第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条に規定する区域外就学に係る保護者の届出により委員会が承諾を与える場合の基準については、前条各号に掲げる規定を準用する。この場合において「校区」とあるのは「市町村」と、「校区外通学」とあるのは「区域外就学」と読み替えて運用するものとする。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

【附則一部省略】

附 則(令和3年10月27日教委訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

「6. 校区選択制度の申請状況」参考例規

福津市立学校の通学区域に関する規則

平成17年1月24日

教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条の規定に基づき、福津市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の通学区域(以下「校区」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(校区)

第2条 学校の校区は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(校区外通学の特例)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合で、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)の申立てにより福津市教育委員会(以下「委員会」という。)がやむを得ないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、校区外の学校に通学させることができる。

- (1) 心身の故障により、住所地の属する校区の学校(以下「通学すべき学校」という。)に通学させることが困難な場合
- (2) 特別の事情がある場合
- (3) その他、教育的配慮を要すると委員会が認めた場合

(申請書等の提出)

第4条 校区外の学校に通学させようとするときは、保護者は、校区外通学許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類等(以下「添付書類」という。)を添付しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する場合
 - ア 医師等の診断書又はそれに代わるもの
 - イ 地図(申請しようとする児童及び生徒の居住する住居の位置から通学すべき学校及び校区外通学をさせる学校までの通学道路、通学距離、所要時間及び目標となる建物等を明記したもの)
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する場合
 - ア 委員会が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、添付書類を省略することができる。

- (1) 委員会の措置による校区外通学の場合
- (2) 1箇月以内の期間に係る校区外通学の場合
- (3) その他、委員会が認めた場合

(許可通知)

第5条 委員会は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、当該措置することが適当であると認めたものに限り校区外通学を許可し、当該児童及び生徒の保護者に対し校区外通学許可通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 委員会は、前項の決定に際し、必要な条件等を付することができる。

(通学すべき学校の選択)

第6条 別表第3に定める学校を選択できる学齢児童及び学齢生徒は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第3に定める校区に住所を有する学齢児童で、翌年度4月1日から中学校に就学させるべき者

(2) 別表第3に定める校区に校区外から新たに住所を有することとなる学齢生徒

2 学校の選択は、前項に定める者の保護者が委員会へ届け出ることにより行うものとする。

3 前項の届出をしない場合、通学すべき学校は福間中学校とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

【附則一部省略】

附 則(令和6年9月10日教委規則第16号)

この規則は、令和6年9月10日から施行する。

附 則(令和7年4月23日教委規則第5号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月20日教委規則第6号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

学校名	校区
勝浦小学校	奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区、塩浜区
津屋崎小学校	在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区、善福区、的岡区、宮司1区、宮司2区、宮司3区、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区
福間小学校	南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、西福間5区、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、花見3区、花見4区
福間南小学校	四角区、両谷区、原町1区、原町2区、原町3区、有弥の里1区、有弥の里2区、光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区、光陽台南区、日蒔野1区、日蒔野2区、日蒔野3区、日蒔野4区、日蒔野5区、日蒔野6区
神興小学校	手光区、手光2区、冠区、小竹区、東福間1区、東福間2区、東福間3区、東福間4区、東福間5区、東福間6区、東福間7区、東福間8区、東福間9区、東福間10区、東福間11区、東福間12区、高平区、光陽台4区、光陽台5区、光陽台6区
神興東小学校	通り堂区、津丸区、久末区、八並区、桜川区、若木台1区、若木台2区、若木台3区、若木台4区、若木台5区、若木台6区、あけぼの区、三角区
上西郷小学校	畦町区、本木区、舍利蔵区、内殿区、上西郷区

別表第2(第2条関係)

学校名	校区
津屋崎中学校	奴山区、桂区、西東区、勝浦浜区、勝浦松原区、塩浜区、在自区、須多田区、大石区、生家区、梅津区、末広区、渡区、東町

	1区、東町2区、天神町区、新成区、岡の2区、岡の3区、新町区、北の1区、北の2区、五反田区、新東区、堅川区、善福区、的岡区、宮司1区、宮司2区、宮司3区、宮司西区、宮司ヶ丘区、星ヶ丘区
福間中学校	南町区、緑町区、本町区、福間松原区、昭和区、西福間1区、西福間5区、古町区、大和1区、大和2区、花見1区、花見2区、四角区、両谷区、原町1区、原町2区、原町3区、有弥の里1区、有弥の里2区、花見3区、花見4区、日蒔野1区、日蒔野2区、日蒔野3区、日蒔野4区、日蒔野5区、日蒔野6区
福間東中学校	手光区、手光2区、冠区、小竹区、東福間1区、東福間2区、東福間3区、東福間4区、東福間5区、東福間6区、東福間7区、東福間8区、東福間9区、東福間10区、東福間11区、東福間12区、高平区、光陽台4区、光陽台5区、光陽台6区、通り堂区、津丸区、久末区、八並区、桜川区、若木台1区、若木台2区、若木台3区、若木台4区、若木台5区、若木台6区、あけぼの区、三角区、畦町区、本木区、舍利蔵区、内殿区、上西郷区

別表第3(第2条関係)

選択できる学校名	校区
福間中学校又は福間東中学校	光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区、光陽台南区

「7. 勝浦小学校入学特別認可制度の利用状況【参考】」参考例規

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱

平成17年1月24日

教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、福津市立勝浦小学校(以下「勝浦小学校」という。)の持つ自然環境に恵まれた小規模校としての特性を生かした教育を希望する児童について、勝浦小学校の通学区域(福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号)第2条に規定する勝浦小学校の通学区域をいう。以下同じ。)外からの転入学を認め、児童の心身の健康増進と体力作り、学ぶ楽しさと豊かな人間関係を培い、もって勝浦小学校及び勝浦地域の活性化に資することを目的とする。

(対象児童)

第2条 特別認可制度(この告示に基づき行われる通学区域外からの転入学をいう。以下同じ。)の対象となる者は、福津市に住所を有する学齢児童(転入学を希望する年度において、第1学年となる者を含む。)であって、次の各号に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 特別認可制度の趣旨と目的に賛同するものであること。
- (2) 路線バス等によって自力通学できる児童であること。
- (3) 身体状況が、勝浦小学校の登下校に耐えられる児童であること。
- (4) 保護者の負担と責任で登下校させられる児童であること。

(許可期間)

第3条 特別認可制度により通学を許可する期間は、第5条の申請のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から、当該児童の卒業の日(小学校の課程を修了する日をいう。)までとする。

(転入学できる児童数等)

第4条 特別認可制度により、勝浦小学校に転入学できる1学年の児童の数は、18から、勝浦小学校の通学区域に居住する当該学年の児童の数を減じた数とする。

(転入学の申請)

第5条 特別認可制度により勝浦小学校に転入学しようとする者の保護者は、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(転入学の許可)

第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合、第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。

2 第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、学校運営や学習環境等に支障がないと認められる範囲で転入学を許可す

る児童数を定める。

- 3 前項の児童数は、教育長が定める。

(申請結果の通知)

第7条 教育委員会は、転入学を許可する決定をしたときは福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学許可通知書(様式第2号)により、許可しない決定をしたときは福津市立勝浦小学校入学特別認可制度入学及び転入学不許可通知書(様式第3号)により、保護者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、転入学を許可した後において、第5条の申請に事実と相違する事項が判明したとき、又は趣旨及び目的に合わない事由が生じ、児童の通学及び学校運営に支障があると認められるときは、転入学の許可を取り消すことができる。

【附則一部省略】

附 則(令和7年5月21日教委告示第3号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第7条の規定による転入学の許可を受けている者は、当該児童の卒業の日までの許可を受けたものとみなす。